

おくやみ手続き窓口取扱業務Q & A

手続き名	障害福祉サービスの死亡による支給取消
------	--------------------

Q：手続きの概要を教えてください。

A：児童福祉法・障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用者が亡くなった場合、受給者証を添付して、受給されていたサービスの取り消しを行う手続きです。

Q：申請後、何か通知が届きますか？

A：手続き完了後、支給取消通知を故人居所に送付します。

Q：支給取消通知の送付先を変更したいのですが。

A：希望する送付先を申請書下部の確認事項欄の「③」に記載ください。

Q：「障害福祉サービス等受給者証」が見当たらないのですが。

A：受給者証がなければ、申請書のみご提出ください。後日受給者証を見つかった場合は、障害福祉担当へご提出ください（郵送可）。